

## 三島町有害鳥獣防護柵等設置事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、有害鳥獣による農作物の被害を防止し、又は軽減するため、有害鳥獣防護柵等を設置する個人・団体・地区等（以下「個人等」という。）に対し予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、三島町補助金等の交付に関する規則（昭和52年規則第4号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

### (交付の要件)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 三島町に住所を有する者で、町税の納付その他使用料等の町に対する債務を履行している者。
- (2) 三島町内の地区または中山間地域等直接支払の集落協定。
  - ① 地区とは、居住地内において防護柵等を設置し被害防除を行う場合のことをいう。  
なお、居住地外において防護柵等を設置する場合は、第3条第1号の対象とする。
  - ② 中山間地域等直接支払の集落協定とは、令和7年度から広域化した組織に加盟する集落協定及び独立した集落協定の両方をいう。
- (3) 三島町内で有害鳥獣対策を実施する目的で設立した任意団体。

### (補助の対象及び補助金額)

第3条 補助金は、個人等が有害鳥獣対策として購入する防護柵等の資材にかかる費用へ、予算の範囲内において交付するものとし、採択要件及び補助金額は次のとおりとする。

- (1) 前条第1項(1)の申請者については、町内の農地で事業を実施することを要件とし、補助金額はかかる費用の2分の1以内（千円未満の端数が出た場合、その端数を切り捨てた額。）の額で、その上限額は10万円とする。
- (2) 前条第1項(1)の申請者にあつて、町内の農地で事業を実施かつ事業実施箇所の面積が概ね1ha以上または総延長距離が概ね500m以上の要件を満たす申請者については、補助金額はかかる費用の10分の8以内（千円未満の端数が出た場合、その端数を切り捨てた額。）の額とし、その上限額は定めない。また、前条第1項(3)の申請者についても同様に補助金額はかかる費用の10分の8以内の額として、その上限額は定めない。
- (3) 前項第1項(2)の申請者については、町内の農地で事業を実施することを要件とし、補助金額はかかる費用の10分の10の額とし、その上限額は定めない。

### (資材の耐用年数)

第4条 購入する防護柵等の耐用年数は5年とし、過去当該事業により購入した資材の故障・破損等による再購入の申請については、原則この耐用年数を経過しているものを対象とする。

2 補助年度を初年度とし、翌年度以降の前項期間内においては、年度毎の11月末日までに購

入資材の保管場所及び使用状況について、資材管理状況報告書（第7号様式）の提出により報告を行わなければならない。

- 3 前項の報告がされない場合、または報告結果により資材管理及び使用状況が適切ではないと判断された場合には、第11条（補助金の返還）の対象とする。

#### （交付の申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、三島町有害鳥獣防護柵等設置事業補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

##### （1） 事業計画書（第1号様式の1）

- 2 同一年度における防護柵等設置事業に係る補助金の交付申請は、1回までとする。

- 3 火災や自然災害等によりこの事業によって設置した防護柵等を喪失した者については、被災報告書（第2号様式）により町長に報告し、再度の申請を認めるものとする。

#### （交付の決定）

第6条 町は、前条の申請に対し速やかにその内容を審査し、交付の決定を通知するものとする。

#### （変更の承認申請）

第7条 規則第6条の規定に基づき、町の承認を受けようとする場合は、三島町有害鳥獣防護柵等設置事業補助金変更（中止）承認申請書（様式第3号）に次の書類を添えて町に提出しなければならない。

##### （1） 変更計画書（第3号様式の1）

#### （実績報告）

第8条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助事業が完了したときは、補助事業の成果を記載した実績報告書を添えて、町長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による報告は、補助事業を完了した日から起算して30日を経過した日までに三島町有害鳥獣防護柵等設置事業補助金実績報告書（第4号様式）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

##### （1） 事業実績報告書（第4号様式の1）

#### （補助金等の額の確定）

第9条 規則第11条の補助金等の額の確定通知は、三島町有害鳥獣防護柵等設置事業補助金額の確定通知書（第5号様式）とする。

#### （補助金の請求）

第10条 補助金は規則第11条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認められる場合には、補助金の全部又は一部について概算払をすることができるものとする。

- 2 前条の通知を受けた者または前項の規定による概算払の請求をしようとする者が、補助金

を請求するときは、三島町有害鳥獣防護柵等設置事業補助金交付請求書（概算払請求書）（第6号様式）を町長に提出しなければならない。

（補助金の返還）

- 第11条 町長は、補助事業者が、この要綱に違反または不正の手段により補助金の交付を受けたと認められた場合、補助金の全部または一部の返還を命ずることができる。
- 2 前項により、補助金の全部または一部の返還を求める場合は、文書により通知するものとする。
- 3 補助金の返還通知を受けた者は、納期までに返還しなければならない。

（会計帳簿の整理等）

- 第12条 補助金等の交付を受けた補助事業者は、補助金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、事業等の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

（要綱等の見直し）

- 第13条 この要綱は、その運用状況や実施効果を勘案し、必要に応じて見直しを行うものとする。

（その他）

- 第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成30年度分の補助金から適用する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年5月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。